

## グループホーム郷の家 認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

### (目的)

第1条 この規程は、医療法人正生会が設置運営するグループホーム郷の家（以下、「事業所」という）が行なう指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）事業（以下、「事業」という）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (事業目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練をおこなうことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者の有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

### (運営方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人間としての尊厳を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行い、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

### (事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム郷の家とする。

### (職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（管理者及び計画作成担当者を兼務）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 介護支援専門員 1名（常勤 介護職員兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すること

とともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 1階 6名以上

介護従業者は、利用者に対し必要な 介護、介助及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、次の通りとする。

9名（1ユニットあたり 9名）

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 食事、排泄、入浴、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話及び機能訓練
- ③ 相談、援助業務

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況について評価を行う。

(利用料等)

第10条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃 1, 150円／日
  - ② 食費 900円／日（朝300円、昼300円、夜300円）
  - ③ 水道光熱費 600円／日
  - ④ 冬季暖房費 350円／日（11月から3月）
  - ⑤ 日常生活上で必要となる費用のうち利用者負担とすることが適當と思われる費用
- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または郵便局口座振込、銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 4 敷金として、入居申し込み時に 30, 000円 受領するものとする。尚、敷金は退去時に最終月の日割り計算分とクリーニング代20, 000円を差し引いて返還するものとする。

#### (入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であつて認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 以下の号に当てはまる場合退去要件となる。

- ① 利用者が退去を申し出たとき。
- ② 要介護認定により「自立」または「要支援1」と判定された場合。
- ③ 極端な暴力行為や自傷行為により、共同生活を送るのが困難になった場合。
- ④ 利用者が入院加療や継続的治療が必要となり、サービスの提供が困難になった場合。
- ⑤ 利用料の支払いが遅滞し、相当期間を定めた催促にも拘わらず支払われない場合。
- ⑥ 利用者が死亡したとき。

#### (秘密保持)

第12条 本事業の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

#### (苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

#### (損害賠償)

第14条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

#### (衛生管理等)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

#### (非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、年2回の避難訓練を実施する。

#### (虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者について周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

第 19 条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (地域との連携など)

第 20 条 事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活）について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は、すべての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 経験に応じた研修 隨時

2 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化及びその周知・啓発と相談等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人正生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成 22年 7月 1日から施行する。

この規定は、平成 26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和4年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和6年 6月 6日から施行する。

この規定は、令和7年 9月 1日から施行する。